

平成 23 年 6 月 20 日

各 位

上場会社名 江崎グリコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 江崎 勝久
(コード番号 2206 東証・大証・各第一部)
問合せ先 広報 IR 部長 沖 善弘
(TEL06-6130-4208)

「従業員持株会信託型 ESOP」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 21 日開催の取締役会において、「従業員持株会信託型 ESOP」（以下、「本制度」といいます）の導入を決議いたしました。平成 23 年 6 月 20 日開催の取締役会においてその詳細を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の目的

本制度は、福利厚生の一環として、当社ならびに当社グループ会社社員（以下、「当社グループ社員」）の安定的な財産形成を促進するにあたり、当社グループ社員の勤労意欲や会社経営への参画意識を高め、その結果として、当社の企業価値の向上を図ることを目的に導入するものであります。

2. 本制度の概要

本制度は、「江崎グリコ投資会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する当社グループ社員を対象に導入いたします。

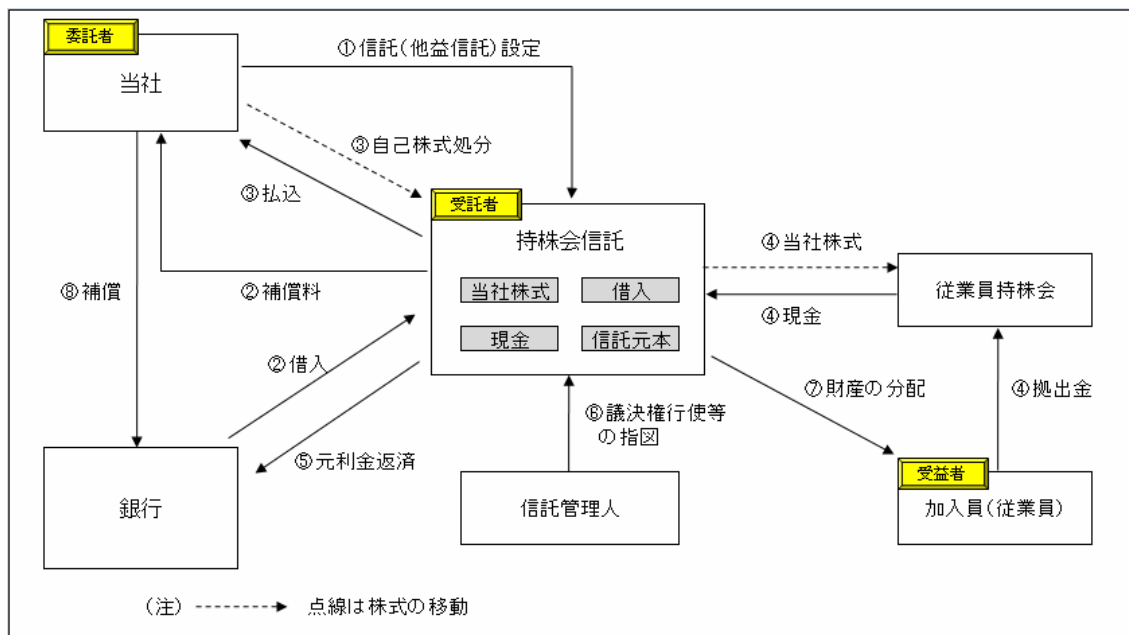
当社は、持株会に加入する当社グループ社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」といいます。）を設定いたします。

持株会信託は、持株会が今後 5 年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で一括して取得いたします。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後、持株会による当社株式の取得は、持株会信託より行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する当社グループ社員に対して分配します。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済します。その際、持株会に加入する当社グループ社員がその負担を負うことはありません。

本制度の詳細の決議と同時に、現在当社が保有する自己株式 31,388,967 株（平成 23 年 3 月 31 日）のうち 1,140,000 株（約 999 百万円相当）を持株会信託に対して一括して処分することを決議いたしました。詳細につきましては、本日付、「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本制度の仕組み



- ①当社は、信託契約において定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。
- ②持株会信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。
- ③持株会信託は、持株会が今後5年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得します。
- ④持株会信託は、信託期間を通じ、持株会の株式取得に際して保有する当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤持株会信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、銀行からの借入の元利金返済に充当します。
- ⑥信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行、その他の信託財産管理の指図を行います。
- ⑦株価上昇により、上記⑤による借入金の返済後に持株会信託内に残余株式がある場合には、当該株式を換価処分の上、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する持株会の会員に対して、信託期間内に持株会を通じて取得した株数に応じて計算される分配金が金銭により交付されます。
- ⑧株価下落により、持株会信託内の残余財産を処分後に持株会信託に借入債務が残存する場合には、上記②の補償契約に基づき、当社が一括して残存債務を弁済します。
また信託期間内に当社株式が無くなった場合は、信託期間の満了前に終了することがあります。

なお、本制度において受託者となる住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

4. 持株会信託の概要

- (1) 委託者 当社
- (2) 受託者 住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (3) 受益者 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
- (4) 信託契約日 平成 23 月 7 月 7 日 (予定)
- (5) 信託の期間 平成 23 年 7 月 7 日～平成 28 年 7 月 31 日 (予定)
- (6) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て
確定される受益者への信託財産の交付

以 上